

# 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター資料等利用規程

## 【利用目的】

第1条 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（以下「センター」という。）が所持する報告書、書籍及び写真その他データ等（以下「資料等」という。）を次の各号のいずれかに該当する事由により団体又は個人が利用する場合は、この規程に定めるところによるものとする。

- (1) サンゴ礁の保全に関する調査研究及び普及啓発活動
- (2) 西表石垣国立公園の保護管理及び利用者指導に係る活動
- (3) 八重山諸島における自然とのふれあいの推進に係る活動
- (4) 八重山諸島における野生生物の調査研究及び保護管理に係る活動
- (5) 公表を前提とした報道、広報活動であって、別に定める基準に適合するもの
- (6) 環境保全に関する会議
- (7) その他、石垣自然保護官事務所首席自然保護官(以下「首席」という。)が、資料等の利用目的として妥当と認めた事由

## 【資格】

第2条 資料等を利用できる団体又は個人(以下「利用者」という。)は、環境省職員及びセンター職員(環境省等に囑託された職員を含む)のほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条第1号及び第4号に掲げる調査研究者
- (2) 前条各号に掲げた活動について、環境省(事務所を含む)の委託を受けた者及び当該作業に従事する者
- (3) 前条各号の目的で資料等を利用しようとする者であって第1号及び第2号に該当しない者。

## 【承認】

第3条 資料等の利用者は、あらかじめ別添様式による「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター資料等利用申請書」(以下「申請書」という。)を石垣自然保護官事務所に企画書または原稿案等とともに提出し、自然保護官の承認を得るものとする。

## 【利用者の遵守事項】

第4条 利用者は、資料等を適正に利用するため、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 当該出版物が環境省著作物の意義及び公序良俗に反しないこと、環境省著作物及び当該私費出版許諾に関する公平かつ十分な告知を行うこと。
- (2) 資料等を活用した制作物を公表する際は、当該制作物内に「提供：環境省国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」等の記載表示を行うこととする。
- (3) 資料等を目的外に使用すること、複製及び第3者への提供等を行うことは禁止とする。また、資料等の使用後は完全に消去することし、資料等に修正補正等を加える場合には事前にセンターに相談をすること。
- (4) 資料等を使用した制作物(報告書、新聞、雑誌等)を1部納付すること。なお、納付する制作物としては、映像等を納めたDVD等でも可能とする。
- (5) 制作物の納付が翌年度にまたぐ場合は、次年度はじめに利用状況を報告するとともに、再度申請書を提出するものとする。
- (5) その他、自然保護官の指示に従うこと。

## 【その他】

第5条 首席は、必要と認めるときは、この規程を改正することができる。

## 【付則】

本規程は、平成16年9月14日から施行する。

本規程は、平成20年6月18日に一部改正。

本規程は、平成21年12月14日に一部改正。

本規程は、平成25年6月13日に一部改正。

## 公表を前提とした報道、広報活動に係る提供基準について

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターが所持する報告書、書籍及び写真その他データ等（以下「資料等」という。）について、公表を前提とした報道、広報活動に利用要望をする者があった場合、利用者が以下に掲げるすべての基準を満たさなければ提供しないこととする。

### 【提供基準】

- (1) 資料等を客観的に取り扱うこと。
- (2) 資料等を、商品の販売促進及び私企業の広報映像等営利活動に利用しないこと。
- (3) 資料等を使用した制作物が、不特定多数に広報されること。
- (4) 資料等を使用した制作物が、環境保全又は環境教育に資すること。

新旧対照表

旧	新
<p>国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター資料等利用規程</p> <p><b>【利用目的】</b></p> <p>第1条 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（以下「センター」という。）が所持する報告書、書籍及び写真その他データ等（以下「資料等」という。）を次の各号のいずれかに該当する事由により団体又は個人が利用する場合は、この規程に定めるところによるものとする。</p> <p>（1）サンゴ礁の保全に関する調査研究及び普及啓発活動</p> <p>（2）西表石垣国立公園の保護管理に係る活動</p> <p>（3）八重山諸島における自然とのふれあいの推進に係る活動</p> <p>（4）八重山諸島における野生生物の保護管理に係る活動</p> <p>（5）公表を前提とした報道、広報活動であって、別に定める基準に適合するもの</p> <p>（6）環境保全に関する会議、その他石垣自然保護官事務所首席自然保護官（以下「首席」という。）が、資料等の利用目的として妥当と認めた事由</p> <p><b>【資格】</b></p> <p>第2条 資料等を利用できる団体又は個人（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）那覇自然環境事務所（以下「事務所」という。）職員及びセンター職員（環境省等に嘱託された職員を含む）。</p> <p>（2）前条各号に掲げた活動について、環境省自然環境局（事務所を含む）の委託を受けた者及び当該作業に従事する者</p> <p>（3）前条各号の目的で資料等を利用しようとする者であって首席が認めた者。</p> <p><b>【承認】</b></p> <p>第3条 資料等の利用者は、あらかじめ別添様式による「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター資料等利用申請書」（以下「申請書」という。）を石垣自然保護官事務所自然保護官宛に企画書または原稿案等とともに提出し、首席の承認を得るものとする。</p> <p><b>【利用者の遵守事項】</b></p> <p>第4条 利用者は、資料等を適正に利用するため、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>（1）資料等を活用した制作物を公表する際は、当該制作物内に「提供：環境省国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」等の記載表示を行うこととする。</p> <p>（2）資料等を目的外に使用すること、複製及び第3者への提供等を行うことは禁止とする。また、資料等の使用後は完全に消去することし、資料等に修正補正等を加える場合には事前にセンターに相談をすること。</p> <p>（3）資料等を使用した制作物（報告書、新聞、雑誌等）を1部納付すること。なお、納付する制作物としては、映</p>	<p>国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター資料等利用規程</p> <p><b>【利用目的】</b></p> <p>第1条 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（以下「センター」という。）が所持する報告書、書籍及び写真その他データ等（以下「資料等」という。）を次の各号のいずれかに該当する事由により団体又は個人が利用する場合は、この規程に定めるところによるものとする。</p> <p>（1）サンゴ礁の保全に関する調査研究及び普及啓発活動</p> <p>（2）西表石垣国立公園の保護管理<u>及び利用者指導</u>に係る活動</p> <p>（3）八重山諸島における自然とのふれあいの推進に係る活動</p> <p>（4）八重山諸島における野生生物の<u>調査研究及び保護管理</u>に係る活動</p> <p>（5）公表を前提とした報道、広報活動であって、別に定める基準に適合するもの</p> <p>（6）環境保全に関する会議</p> <p><u>（7）その他、石垣自然保護官事務所首席自然保護官（以下「首席」という。）が、資料等の利用目的として妥当と認めた事由</u></p> <p><b>【資格】</b></p> <p>第2条 資料等を利用できる団体又は個人（以下「利用者」という。）は、<u>環境省職員及びセンター職員（環境省等に嘱託された職員を含む）のほか、</u>次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p><u>（1）前条第1号及び第4号に掲げる調査研究者</u></p> <p><u>（2）前条各号に掲げた活動について、環境省（事務所を含む）の委託を受けた者及び当該作業に従事する者</u></p> <p>（3）前条各号の目的で資料等を利用しようとする者であって第1号及び第2号に該当しない者。</p> <p><b>【承認】</b></p> <p>第3条 資料等の利用者は、あらかじめ別添様式による「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター資料等利用申請書」（以下「申請書」という。）を石垣自然保護官事務所自然保護官宛に企画書または原稿案等とともに提出し、<u>自然保護官の承認</u>を得るものとする。</p> <p><b>【利用者の遵守事項】</b></p> <p>第4条 利用者は、資料等を適正に利用するため、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>（1）<u>当該出版物が環境省著作物の意義及び公序良俗に反しないこと、環境省著作物及び当該私費出版許諾に関する公平かつ十分な告知を行うこと。</u></p> <p><u>（2）資料等を活用した制作物を公表する際は、当該制作物内に「提供：環境省国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」等の記載表示を行うこととする。</u></p> <p><u>（3）資料等を目的外に使用すること、複製及び第3者への提供等を行うことは禁止とする。また、資料等の使用後は完全に消去することし、資料等に修正補正等を加える場</u></p>

像等を納めたDVD等でも可能とする。

(4) 制作物の納付が翌年度にまたぐ場合は、次年度はじめに利用状況を報告するとともに、再度申請書を提出するものとする。

(5) その他センター職員の指摘に従うこと。

合には事前にセンターに相談をすること。

(4) 資料等を使用した制作物(報告書、新聞、雑誌等)を1部納付すること。なお、納付する制作物としては、映像等を納めたDVD等でも可能とする。

(5) 制作物の納付が翌年度にまたぐ場合は、次年度はじめに利用状況を報告するとともに、再度申請書を提出するものとする。

(6) その他自然保護官の指示に従うこと。